

### 3. 平成15年度決算に基づく社員配当金例示

#### 平成15年度決算に基づく平成16年度支払配当率の考え方

平成15年度は、株価相場は回復したものの、可処分所得の停滞など、依然、厳しい市場環境が続く中、保障が長期にわたる生命保険の特性を鑑み、将来にわたる健全性の維持・向上を図るため、個人保険、個人年金の配当率は据え置きといたしました。

平成15年度決算に基づく平成16年度支払配当率の概要は以下のとおりです。

#### (1) 個人保険（毎年配当タイプ）、個人年金保険

##### ア．通常配当

##### ① 利差配当率

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]

- ・ 予定利率3%以下のご契約 : 1.65% (配当基準利回り) - 予定利率
- ・ 予定利率3%超4%以下のご契約 : 1.50% (配当基準利回り) - 予定利率
- ・ 予定利率4%超のご契約 : 1.15% (配当基準利回り) - 予定利率

##### ② 死差配当率

契約日や年齢等に応じ、配当率を設定

##### ③ 費差配当率

契約日や保険金額等に応じ、配当率を設定

##### イ．消滅時特別配当率

一部の長期継続契約を除きゼロ

#### (2) 個人保険（3年ごと利差配当タイプ）

##### ① 利差配当率（平成16年度割り振り額計算用）

[例示]

- ・ 主契約 : 1.50% (配当基準利回り) - 予定利率
- ・ 特約 : 1.65% (配当基準利回り) - 予定利率

#### (3) 個人保険（5年ごと利差配当タイプ）

##### ① 利差配当率（平成16年度割り振り額計算用）

[例示]

1.65% (配当基準利回り) - 予定利率

平成15年度決算に基づく当社「利率変動型積立終身保険（3年ごと利差配当タイプ）」、「定期付終身保険（毎年配当タイプ・5年ごと利差配当タイプ）」および「養老保険」について、社員（契約者）配当金を例示しますと次のとおりです。

[例1] 利率変動型積立終身保険（10年更新型 ライフアカウントL.A.） [明治生命契約] の場合

- 30歳加入・60歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 積立終身部分（アカウント）保険料 5,000円
- 死亡保険金 5,000万円（定期保険特約）+積立金

<3年ごと利差配当タイプ>

(単位:円)

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 [配当金]	死亡契約 <sup>(注2)</sup> [保険金+配当金]
平成13年度 <sup>(注1)</sup> (3年)	197,400	0	50,000,000+積立金

(注1) 平成13年4月契約の場合

(注2) 「死亡契約」欄は、契約応当日以後の死亡の場合の受取金額を示します（以下同じ）。

〔例2〕 定期付終身保険（10年更新型 ダイヤモンド保険ライフE、ダイヤモンド保険ライフ）〔明治生命契約〕の場合

○ 30歳加入・60歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）

○ 死亡保険金 5,000万円（うち終身部分250万円）

<5年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
平成11年度 (5年)	189,864	0	50,000,000

<毎年配当タイプ>

（単位：円）

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
平成11年度 (5年)	215,844	12,775	50,012,600
10年度 (6年)	212,076	11,000	50,010,050
9年度 (7年)	212,076	10,050	50,010,100
8年度 (8年)	212,076	10,100	50,009,625
7年度 (9年)	213,756	12,350	50,012,025
6年度 (10年)	213,756	29,750 <sup>(注3)</sup>	2,500,000

〔注3〕平成6年度契約に対し、10年更新型定期保険特約の配当を2回分支払います。

〔例3〕 養老保険〔明治生命契約〕の場合

○ 30歳加入・30年満期・男性・月掛（口座振替料率）

○ 死亡保険金 1,000万円

<毎年配当タイプ>

（単位：円）

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 [配当金]	満期・死亡契約 [保険金+配当金]
平成11年度 (5年)	314,232	300	(死亡) 10,000,000
6年度 (10年)	252,720	0	(死亡) 10,000,000
元年度 (15年)	212,400	0	(死亡) 10,000,000
昭和59年度 (20年)	232,800	0	(死亡) 10,000,000
54年度 (25年)	244,800	0	(死亡) 10,135,000
49年度 (30年)	271,200	0	(満期) 10,760,000

〔例4〕定期付終身保険（10年更新型 クオリスシリーズEタイプ、クオリスシリーズ）〔安田生命契約〕  
の場合

- 30歳加入・60歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 5,000万円（うち終身部分250万円）

＜5年ごと利差配当タイプ＞ (単位：円)

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔配当金〕	死亡契約 〔保険金+配当金〕
平成11年度 (5年)	183,816	0	50,000,000

＜毎年配当タイプ＞ (単位：円)

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔配当金〕	死亡契約 〔保険金+配当金〕
平成11年度 (5年)	206,916	7,775	50,007,600
10年度 (6年)	212,076	11,000	50,010,050
9年度 (7年)	212,076	10,050	50,010,100
8年度 (8年)	212,076	10,010	50,009,630
7年度 (9年)	213,180	12,350	50,012,030
6年度 (10年)	213,180	29,750 (注4)	2,500,000

(注4) 平成6年度契約に対し、10年更新型定期保険特約の配当を2回分支払います。

〔例5〕安田の新・養老保険〔安田生命契約〕の場合

- 30歳加入・30年満期・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

＜毎年配当タイプ＞ (単位：円)

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔配当金〕	満期・死亡契約 〔保険金+配当金〕
平成11年度 (5年)	310,320	0	(死亡) 10,000,000
6年度 (10年)	252,720	0	(死亡) 10,000,000
元年度 (15年)	212,400	0	(死亡) 10,000,000
昭和59年度 (20年)	232,800	0	(死亡) 10,000,000
54年度 (25年)	246,000	0	(死亡) 10,165,000
49年度 (30年)	273,600	0	(満期) 10,820,000

前記配当金額は以下のとおりです。

<3年ごと利差配当タイプ>

3年ごと利差配当タイプにおいては、毎年、利差配当の割り振りを行ない、3年ごとに割り振り累計額をお支払します。平成16年度中に支払を迎える平成13年度契約については、割り振り累計額がマイナスであるため、支払配当金は0となります。

<5年ごと利差配当タイプ>

5年ごと利差配当タイプにおいては、毎年、利差配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払します。平成16年度中に支払を迎える平成11年度契約については、割り振り累計額がマイナスであるため、支払配当金は0となります。

<毎年配当タイプ>

次のa、b、c、dの合計額です。

a. 危険保険金に被保険者の年齢、性別および予定死亡表の区別に応じた死差配当率を乗じた額

b. 保険金に次の費差配当率を乗じた額

保険金100万円につき

昭和39年4月1日以後、昭和56年4月1日以前の契約	1,850円
昭和56年4月2日以後、昭和60年4月1日以前の契約	1,200円
昭和60年4月2日以後、平成2年4月1日以前の契約	800円
平成2年4月2日以後、平成5年4月1日以前の契約	450円
平成5年4月2日以後、平成8年4月1日以前の契約	250円
平成8年4月2日以後の契約(ただし、第1回目の配当は0円)	

(終身保険・養老保険) 150~250円

(定期保険特約) 0~100円

このほか、主契約と特約の死亡保険金の合計額が2,000万円超の契約なので、第4回目以降の配当について、保険金額を一定の基準で区分けした区分ごとに、配当回数に応じ保険金100万円につき0円から100円の金額を加えます。

c. 特約が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額

d. 責任準備金に次の利差配当率を乗じた額

昭和51年3月1日以前の契約	△2.50%
昭和51年3月2日以後、昭和60年4月1日以前の契約	△3.85%
昭和60年4月2日以後、平成5年4月1日以前の契約	△4.35%
平成5年4月2日以後、平成6年4月1日以前の契約	△3.60%
平成6年4月2日以後、平成8年4月1日以前の契約	△2.25%
平成8年4月2日以後、平成11年4月1日以前の契約	△1.10%
平成11年4月2日以後、平成13年4月1日以前の契約	△0.35%
平成13年4月2日以後の契約	△0.35~0.15%

また、利差配当率がマイナスの場合はa、b、c、dを合算し、合計額がマイナスの場合は0とします。

(ご参考) 毎年配当タイプの社員配当金例表

《定期付終身保険（10年更新型 ダイヤモンド保険ライフ）》 [明治生命契約]

30歳加入・60歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）・保険金5,000万円（うち終身部分250万円）

(単位：円)

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度案による 受取配当金	②前年度 受取配当金	③増加額 (①-②)
平成11年度	215,844	(4回目) 12,775	(3回目) 10,450	2,325
10年度	212,076	(5回目) 11,000	(4回目) 11,450	△450
9年度	212,076	(6回目) 10,050	(5回目) 11,000	△950
8年度	212,076	(7回目) 10,100	(6回目) 10,050	50
7年度	212,756	(8回目) 12,350	(7回目) 13,125	△775
6年度	212,756	(9回目) 29,750 <sup>(注1)</sup>	(8回目) 12,350	17,400

(注1) 平成6年度契約に対し、10年更新型定期保険特約の配当を2回分支払います。

《養老保険》 [明治生命契約]

30歳加入・30年満期・男性・月掛（口座振替料率）・保険金1,000万円

(単位：円)

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度案による 受取配当金	②前年度 受取配当金	③増加額 (①-②)
平成11年度	314,232	(4回目) 300	(3回目) 1,300	△1,000
6年度	252,720	(9回目) 0	(8回目) 0	0
元年度	212,400	(14回目) 0	(13回目) 0	0
昭和59年度	232,800	(19回目) 0	(18回目) 0	0
54年度	244,800	(24回目) 0	(23回目) 0	0
49年度	271,200	(29回目) 0	(28回目) 0	0

《定期付終身保険（10年更新型 クオリスシリーズ）》 [安田生命契約]

30歳加入・60歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）・保険金5,000万円（うち終身部分250万円）

(単位：円)

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度案による 受取配当金	②前年度 受取配当金	③増加額 (①-②)
平成11年度	206,916	(4回目) 7,775	(3回目) 5,450	2,325
10年度	212,076	(5回目) 11,000	(4回目) 11,450	△450
9年度	212,076	(6回目) 10,050	(5回目) 11,000	△950
8年度	212,076	(7回目) 10,100	(6回目) 10,050	50
7年度	213,180	(8回目) 12,350	(7回目) 13,125	△775
6年度	213,180	(9回目) 29,750 <sup>(注2)</sup>	(8回目) 12,350	17,400

(注2) 平成6年度契約に対し、10年更新型定期保険特約の配当を2回分支払います。

《安田の新・養老保険》 [安田生命契約]

30歳加入・30年満期・男性・月掛（口座振替料率）・保険金1,000万円

(単位：円)

契約年度	保 険 料 (年 換 算)	①本年度案による 受 取 配 当 金	②前 年 度 受取配当金	③増加額 (①-②)
平成11年度	310,320	(4回目) 0	(3回目) 300	△300
6年度	252,720	(9回目) 0	(8回目) 0	0
元年度	212,400	(14回目) 0	(13回目) 0	0
昭和59年度	232,800	(19回目) 0	(18回目) 0	0
54年度	246,000	(24回目) 0	(23回目) 0	0
49年度	273,600	(29回目) 0	(28回目) 0	0